京都市社会福祉審議会 令和2年度「地域福祉専門分科会」 会議録

日 時:令和3年3月29日(月) 午後2時から午後3時35分まで

開催手法:オンライン(Zoom)開催

京都市役所分庁舎地下1階 第7会議室に傍聴席等を設置

出席委員: 浅田奈和香委員, 安藤いづみ委員, 石塚かおる委員, 岩﨑智加委員, 鵜飼泉委員,

黒田学委員, 源野勝敏委員, 添田五朗委員, 高屋宏章委員, 田中均委員, 中川典子委員,

中川真理子委員,平田和洋委員,藤松素子委員,吉川左紀子委員

欠席委員:稲川昌実委員,静津由子委員,藤田尚哉委員

事務局:北川健康長寿のまち・京都推進室長,山田地域支援担当課長,池邊地域支援係長,奥井係

員

1 開会

【北川健康長寿のまち・京都推進室長】

<開会挨拶>

【山田地域支援担当課長】

<審議会の公開について説明>

<各委員の紹介>

<専門分科会の成立について報告>

本日の出席者は15名であり、委員総数18名の過半数を超えているため、京都市社会福祉 審議会条例施行規則第1条第3項の規定により、会議が有効に成立していることを確認する。

2 議事

(1) 専門分科会長の互選,専門分科会長職務代理者の指名

【事務局】

昨年11月に行われた京都市社会福祉審議会の委員改選後の初めての分科会のため、分科会 長の選任をお願いしたい。京都市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の皆様 からの互選となっているが、いかがか。

【平田委員】

これまでの地域福祉専門分科会において、会長職務代理者を務めてこられた藤松委員を分科 会長に推薦させていただきたいと思うが、いかがか。

【事務局】

平田委員から分科会長には藤松委員をとの御推薦をいただいたが、御異議等はあるか。

一 異議なし―

【事務局】

では、分科会長には藤松委員に御就任いただく。藤松分科会長から御挨拶をお願いする。

【藤松委員】

<就任挨拶>

【事務局】

続いて、京都市社会福祉審議会条例第6条第5項により「専門分科会長に事故があるときは、 あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理する」とされていることから、本分 科会が円滑に運営されるよう、会長職務代理者の選出をお願いしたい。この件については、同 規定に基づき藤松分科会長に御指名をお願いする。

【藤松分科会長】

会長職務代理者については、私とともに当分科会をまとめ、補佐していただく立場として、 地域でも御活躍されている黒田委員に会長職務代理者をお願いしたい。

【事務局】

では、分科会長職務代理者については、藤松分科会長から指名いただいた、黒田委員に御就任いただく。

【事務局】

それでは、次の議事に入らせていただくが、これからの進行については、京都市社会福祉審議会条例施行規則第1条第2項に基づき、藤松分科会長にお願いしたい。

【藤松分科会長】

それでは、議事を進行させていただく。次第に従い、「京(みやこ)・地域福祉推進指針」の 取組状況について、事務局から説明をお願いする。

(2) 「京(みやこ)・地域福祉推進指針」の取組状況について

【事務局】

< 資料 2 に基づき,京都市社会福祉審議会「地域福祉専門分科会」について説明> < 資料 3 に基づき,京(みやこ)・地域福祉推進指針の具体的な取組の状況等について報告>

【藤松分科会長】

ただいま事務局から、京都市の地域福祉の基本的な考え方と、その具体的な取組として、コロナ禍の中での「福祉のまちづくり体制整備事業」の取組状況、制度の狭間や複合的な課題を抱える方々への個別支援の取組として「地域あんしん支援員設置事業」について報告いただいた。事務局からの報告に対する御質問や、委員の皆様の御活動の状況若しくは、活動の中で把握されている取組事例について御報告いただければと思うが、いかがか。

【鵜飼委員】

私は、民生児童委員の立場でこの分科会に参加させていただいており、中京区民生児童委員会として中京区地域福祉推進委員会にも関わらせていただいているが、中京区地域福祉推進委員会では「中京区ふくしのまちづくりを考える座談会」という資料を発行することができた。その中で、コロナ禍における地域の対応等について報告させていただいている。

三点ほど活動状況等を紹介させていただきたいが、一点目は「きっずぱあく」の取組である。乳幼児の子を持つ親子を対象にした全市的な幼児の居場所の取組であるが、中京区では、23学区中20学区で実施されており、どの学区でも概ね月1回開催している。今年度は新型コロナの影響により、20学区全てが一時的に閉鎖になったが、昨年9月頃から感染対策を実施しながら、再開しつつある。取組を再開して特徴的だったのは、これまで「きっずぱあく」は主に幼児を連れた親子が参加されるものだったが、0歳児のお子さんを連れたお母さんの参加されることがみえた。子どもが生まれても、家の中でずっと過ごし、人と接触を持てないという状況の中で、お母さん自身が、たまたま開催されている「きっずぱあく」を見つけ、参加されているのだと思うが、この取組が母親の精神的な支えにもなっているのではないかと感じており、非常に考えさせられる。感染予防には十分に取り組んでいく必要があるが、どういう

形で「きっずぱあく」を開催できるのか、気軽に来れる場づくりの必要性を感じている。

二点目は高齢者の問題となるが、とりわけ一人暮らしや二人暮らしの方の問題。外出自粛という中で、外に出るとコロナに感染する、コロナにかかると命の危機に陥ってしまう、従って人と会ってはいけないと思う高齢者が増えている。一方で人と会いたい気持ちもある中で、しだいにうつに近い状態になってしまうということになる。こういう方々に対して、どう対応ですべきか。民生児童委員は、基本的には人と会うことが役割の中心にもなるが、コロナ禍が終わっても、その活動手法については今後の課題として与えられたと感じている。

三点目は事務局からの報告にもあった地域あんしん支援員との関係についてである。今年度に入り、中京区の民生児童委員の役員と地域あんしん支援員とのミーティングを開催することができた。これにより、中京区の中で何が起こっていて、何が必要なのかという点について考える場づくりができるようになってきたと感じている。人は人と関わらないと心が病んでしまう面があるので、病まないように、安心できる場所づくりをどうするかが課題として出てきたと思うため、来年度はその点について取り組んでいきたいと思っている。

【藤松分科会長】

ありがとうございます。幼い子をもつ母親の孤立の問題をどう乗り越えていくのかという点、一人暮らしあるいは二人暮らしの高齢者の方へ民生児童委員という立場でどのようにつながっていくのかという点、また、そのような問題に携わっている地域あんしん支援員や民生児童委員がどのように連携し、具体的にどのように地域福祉の展開ができるのかという点について報告いただき、日々奮闘いただいていることが伝わってきた御意見であった。地域あんしん支援員という話も出たが、民生児童委員と地域あんしん支援員との連携等について、事業を実施されている京都市社会福祉協議会の平田委員はどのようにお考えか。

【平田委員】

地域あんしん支援員については、コミュニティソーシャルワーカーと呼ばれるもので、全国 的にも社会福祉協議会に配置されている専門職である。前回の京・地域福祉推進指針 2014 の 策定の際に、京都市社会福祉協議会から政策提言を行い、指針に反映いただき、事業化してい ただいた。

本市の場合、支援員は行政区・支所単位に一名の配置のため、支援員一人が対応できる範囲が限られている。このため、事務局からの報告にあったが、各会議の運営等を各区役所・支所保健福祉センターが担うなど公的責任を前提としながら選定会議において支援対象者を決定しながら取り組んできた。大都市の中で支援の対象を広げすぎると、支援員の対応に限りがあるため、事業開始当初は広く周知せずに進めてきたのが事実でもある。そうした点について、最近では、民生児童委員や関係機関の皆様にこの事業を説明し、理解いただきながら、連携して取り組んでいく必要性を感じており、鵜飼委員の御報告にもあったように、民生児童委員会等で事業の説明をさせていただくなど、事業を広く理解してもらうための取組を始めている。

そうした取組によっても連携は広がってくると思うが、個別の支援を通じて、民生児童委員や学区社会福祉協議会、地域のボランティアの方々との情報交換を行うなど、一つひとつの個別支援の中で、コミュニティソーシャルワークにより支援をつないでいくことで連携は広がっていくと思う。そして、それらの活動を支援の中で具体的に知ってもらうことで、連携を深めていくことができるのではないかと思っている。

【藤松分科会長】

地域あんしん支援員については、事業を開始してから比較的期間が短いというのもあるが、 一人の支援員ができる範囲には限りがある。このため、鵜飼委員の御意見にもあったように、 地域のことをよく知っている方から情報を提供していただき, 互いに連携をしながら一人ひとりを支えていくことが大事であると思う。

【中川(典)委員】

本市の地域福祉の考え方の中にあった、地域ことをよく知っている住民が助け合うという点に関連して、私の住む地域では町内会離れが急速に進んでおり、町内会に入っておられない方が増えている。そうなると回覧板も回らず、地域の情報やイベントなどの情報も伝わらない。

地域で困っている方がおられないかを考えていくときに、そのような方々には町内会からは 関わりづらい。その場合、どのように考えればよいのかをお知恵や御意見いただければありが たい。

【藤松分科会長】

回覧版などで情報を共有できない方に対し、どのようにアプローチをすればよいのかという 点について、色々な取組の中でアイデアを持っている方や、研究されている方もおられると思 うので、ぜひ提案や助言があればお願いしたい。難しい話でもあるが、最低限のネットワーク を張り巡らせていくことについて、どのように取り組んでいくことができるのか。また、地域 の様々な取組の中で、少しでもそうした問題に対して興味関心を持っていただけるようにする には何ができるかという点について、今の日本社会の中で弱い部分とも言える部分に取り組も うとされている方々にどう応えていけるかという問題だと思う。

【平田委員】

自治会・町内会については、京都市では保健福祉局ではなく、文化市民局の地域自治推進室が所管しているが、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会というものを開催しており、町内会離れの課題について、京都市も課題認識を持っておられる。自治会・町内会が活性化しないと、住民主体のまちづくりを進める基盤が崩れていくことにもつながる。京都市は伝統的に住民自治活動が盛んだったが、それが崩れかけている危機感の中で、京都市も計画を策定し、様々な情報の提供や地域の活動に対してサポートする動きも見られている。

ただ、その動きが地域福祉と連動していないようにも感じる。私自身は地域コミュニティ活性化推進審議会の委員もしているが、両者の計画の動きが連携し、一つの共通した推進施策のようなものを立てることができれば、地域福祉活動と自治会・町内会活動が具体的につながり、住民自治の活性化につながっていくという展望が持てると思う。

【藤松分科会長】

おそらく情報が上手に提供できれば、興味のある方は参加されると思う。回覧版が回らないのであれば、SNS を柔軟に活用するなど、興味がある方がキャッチできるような何かがあれば結びつきは変わると思う。

今の状況に応じた柔軟な対応をそれぞれの部局でしていただき、その結果として、地域では 隣家にも参加いただけるということになれば、今の悩みも少しずつ解決されると思う。コロナ 禍の中、今の社会は非接触型になっているため、必ずしも回覧板がいいとは言えない社会にな っており、それは京都市や社会福祉協議会、関係機関の皆様も柔軟に考えていただきたいと思 う。

それでは、時間の都合もあるため、次に、京・地域福祉推進指針について引き続き説明をい ただきたい。

【事務局】

<資料3に基づき、京(みやこ)・地域福祉推進指針の策定の背景、指針の概要について報告>

【藤松分科会長】

事務局から報告いただいた内容について、御意見や御質問等があれば、お願いする。

【高屋委員】

京・地域福祉推進指針についてよく理解できた。また計画も分かりやすく,この計画に基づいて取り組んでいくこともできると思う。

私の活動で、今一番心配しているのは、学区社協が賛助会員を募集するにあたって、賛助会員のマインドが低下している。地域で困っている方を民生児童委員や行政につないでいくことについても学区社協のメンバーのマインドも低下しており、これをいかに向上させていくことができないかと思っている。これをコロナ禍だからと終わらせてしまってはダメだと思っている。こうした点について、何かお知恵をいただければ、学区社協としても力を発揮できると思っている。学区の会長が集まると、色々な話が出るが、なかなか良い知恵が出てこない。コロナ禍が収束するのを待っているわけにもいかないので、是非とも皆様から知恵をいただければありがたい。

【藤松分科会長】

先ほど、鵜飼委員からもあったように、やろうと思ってもその手段や方法が見出せないということだと思う。何をどのように始めることができるかといった点について、アイデアをお持ちの方がいれば是非御意見いただきたい。また、その他の御意見があればお願いしたい。

【源野委員】

本日の議論を聞かせていただいて,気になったのは,情報の伝達や,情報が行き届かないという点である。実は,若い方達は自分たちで子育て関連の情報など必要な情報は取りに行かれる。

一方、私たちが関わっている高齢期の方で支援が必要な状態になられると、自ら情報を取りに行けない状況になられており、そうした中で新しい施策等が出来ていても、情報が行き届かないことが気になっている。私が勤めている法人は児童館をはじめ子ども達に関わる事業も行っている法人であるが、子育て関係のところには色々な世代の方が関わっていただいており、高齢者の方も地域の見守り隊などで子どもたちに関わっていただいている。ただ、鵜飼委員からもあったように、高齢者に関わる地域のサロンの運営などになると、運営側も年配の方が多く、高齢期になると高齢者が高齢者を支えるということになっている。

支援が必要になって社会的孤立になったというよりも、若い時から地域との関係性が比較的 薄い方がたくさん生まれており、若い時は問題ないということもあると思うが、若い世代の時 からそういうことを想像できる地域にしておく必要があると感じている。

専門職には若い方は多いが、一方で、地域の中での支え合いの面で「我が事」として考え、 もう少し高齢者支援について若い世代から高齢者まで色々な層で関わっていくということが必 要だと思っている。

また、防災・防犯の点では地域では大きな問題でもあると思う。関西では、阪神淡路大震災の時に被災された方が、だんだんと高齢になってきておられる。震災を実際に経験した方の意識は強いかもしれないが、経験していない方については、現在、東北で起こっていることが自分たちからは遠いことのように思われているように感じる。若い世代の方たちはもっと備えるべきで、いざそうした場面に遭遇した際は、自分たちも助けてもらわないといけないが、自分の町内で見過ごされ亡くなられる方がいれば、それは辛く心に残ることなので、それらを学ぶような機会を行政や地域も一緒に作っていただくと、私たちの活動も効果のある取組になるのではないかと思っている。

【藤松分科会長】

世代によってどういうツールを使って結びつくのかという点も異なると思う。色々なことを柔軟に考えることが大事である。紙でしか伝わらない方もおられるし、ネットでないと伝わらない方もおられるので、そうしたことを柔軟に考えていくことが、色々な方への生活支援につながっていくということだと思う。

源野委員からの御意見のとおり、日本社会では人的災害や自然災害もある。そこにどう立ち向かっていくのか、何か起きたときは大変なのだということを地域レベルで皆でしっかり共有し、実感してもらえるような活動も必要であるという提案だと思うので、京都市としても受け止めていただいて、行政区レベルでどうしていくことがよいのかという点も含めて考えていただければと思う。

(3) その他 報告事項等について

【事務局】

<資料4に基づき、社会福祉法の改正等について説明>

【藤松分科会長】

ありがとうございます。

それでは、予定していた議事については全て終了した。

本日の内容については,発言のあった委員のお名前を含め,議事録として,京都市のホームページに公開させていただくが,御異議ございませんか。

一 異議なし 一

【藤松分科会長】

異議がないようですので、議事録の作成については、ただ今申し上げたとおりとする。 それでは、進行を事務局へお返しする。

3 閉会

【山田地域支援担当課長】

藤松分科会長ありがとうございました。

委員の皆様においても、熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

今後とも,この審議会において,指針の進捗状況の点検・評価をしていただくことを予定しているので,引き続き皆様の御協力をお願いする。

以上で、京都市社会福祉審議会 令和2年度「地域福祉専門分科会」を終了させていただく。 ありがとうございました。